令和5年度第1回滋賀県社会福祉審議会再犯防止推進計画検討専門分科会

1 開催日時 令和5年7月24日(月)10時00分~12時10分

浜井浩一、松井昭浩、松田裕次郎、松村裕美、山崎志保美

- 2 開催場所 滋賀県庁東館7階大会議室
- 3 出席委員(五十音順、敬称略) 13名 漢正史、池田克彦、小田桐重孝、佐藤すみれ、白井洋典、城貴志、辻本哲士、中川英男、
- 4 欠席委員 0名
- 5 事務局

健康福祉政策課:駒井課長、田中主幹、田中主査、中川主任主事、矢向主事

6 議題

- (1)専門分科会長の選出について
- (2)第二次滋賀県再犯防止推進計画の骨子案について

7 概要

(司会)

皆様おはようございます。本日は、お忙しいところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。定刻になりましたので、令和5年度第1回滋賀県社会福祉審議会再犯防止推進計画検討専門分科会を開催いたします。本日司会進行を務めさせていただきます、滋賀県健康福祉政策課の田中と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、健康福祉政策課長の駒井より挨拶申し上げます。

(健康福祉政策課長)

皆様おはようございます。健康福祉政策課の駒井でございます。梅雨も明けまして連日猛暑が続いております。今日も大変暑い中、また、大変お忙しい中、朝から会議の方に御出席いただきましてありがとうございます。また、委員の皆様には、今回、委員の御就任をお願いしましたところ、御承諾をいただきまして、重ねまして、御礼申し上げます。中には前回から引き続きということで、お願いをしている委員の方もいらっしゃいますが、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

今回が第1回会議ということでございます。この再犯防止推進計画検討専門分科会でございますが、この設置の目的ですけれども、滋賀県では再犯防止推進計画こちら現在、第一期の計画が令和元年から5年間の計画ということで進めてございます。

今年度がこの計画の最終年度ということでございまして、従いまして来年度から、また新しいで すね、5年間の二期目の計画を策定することになってございます。

この二期目の策定に当たりまして、委員の皆様それぞれのお立場から御意見を賜りたいということでございます。

これまでのこの再犯防止の県の取組につきましては、また後ほど事務局の方から御説明もさせていただきますし、本日は地域生活定着支援センターからも御報告をいただく予定をしてございますが、滋賀県は、再犯防止の取組を、全国的にも早めに取組を始めておりまして、それも、県内それぞれの地域や、それぞれの分野で御活躍をいただいている皆様の御尽力の賜物であると思っておりますが、一方でまだまだ課題もございます。

この2期の計画ではですね、これまでの取組をもう一段の充実、強化させますとともに、新しい 課題にも取り組んでいけるような、そんな計画になればありがたいなというふうに思ってございま すし、皆様からの積極的な御意見を頂戴できればと思います。

県の計画に先立ちまして、実は国の方では既に、二期目の計画もうできております。この国の 計画も参考としながら、滋賀県らしい計画というのを、作っていきたいと思いますので、どうぞよろ しくお願いを申し上げます。

本日限られた時間でございますが、皆様それぞれ日頃お取り組みいただいている中で、感じていただいていることを積極的に忌憚のない御意見を頂戴できますことをお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

(司会)

初めに、本日は専門分科会設置後の初めての会議でございますので、委員の皆様には自己紹介を簡単にお願いしたいと思っております。

つきましては、御所属とお名前を、時計回りでお願いしたいと存じますので、どうぞよろしくお願 いいたします。

【出席委員 自己紹介】

(司会)

ありがとうございました。

本日は事務局といたしまして健康福祉政策課の職員の他、庁内の関係各課の職員にも御参加をいただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

次に本日の専門分科会には、委員 13 名の皆様全員に御出席をいただいております。委員総数の過半数となりますので、滋賀県社会福祉審議会規定第 4 条第 2 項の規定に基づきまして、会議が有効に成立していることを報告させていただきます。

また、本日の専門分科会は公開で開催いたします。

そのため傍聴が可能となっております。また会議の内容につきましても、議事概要を後日公開 することとなっておりますので、御了承お願いいたします。

【資料確認】

(司会)

それでは、早速議事に入らせていただきます。先ほども申し上げました通り、本日はこの分科会が設置されてから初めての会議でございますので、初めに専門分科会長を選出する必要がございます。

滋賀県社会福祉審議会条例の第7条第2項によりますと、専門分科会長は委員の互選によるということになっております。

専門分科会長の選任につきまして、皆さんの御意見を賜りたいと存じますが、いかがでしょうか。

(委員)

事務局一任。

(司会)

ありがとうございます。事務局一任とのお声をいただきましたので、それでは龍谷大学にて矯正・保護総合センター長を務めておられ、更生保護や再犯防止に関しまして、幅広い知見をお持ちの浜井委員にお願いしたいと存じます。

お手数おかけしますが、浜井委員におかれましては、会長席にお移りいただきますよう、よろし くお願いいたします。

この後の進行ですが、滋賀県社会福祉審議会条例第7条第3項の規定により、専門分科会 長はその専門分科会の事務を掌理するとありますため、浜井会長にお願いしたいと思います。そ れでは会長どうぞよろしくお願いいたします。

(分科会長)

皆さんこんにちは。よろしくお願いします。

私は再犯防止推進会議に関しては、いくつかのところで関わっていまして、近畿では、奈良県 奈良市で関わっております。今回、滋賀の方でも関わらせていただくということで大変嬉しく思っ ております。

滋賀には龍谷大学もありますし、先ほど御挨拶でもありましたけれども、滋賀県は三日月知事をはじめ、最初からこの事業に熱心に取り組んでこられたということでございますし、さらに今回の二次計画もより良いものにしていければなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは時間も限られておりますので、議事に入らせていただきたいと思います。

初めに事務局から第二次再犯防止推進計画の策定について、説明をお願いします。

(事務局)

健康福祉政策課の田中でございます。座ったまま失礼いたします。資料1を御覧ください。

【資料1により説明(事務局)】

(分科会長)

ありがとうございます。

何か進め方について御質問はございますか。御覧なっていただければわかる通り、委員会自体が3回ですし、かなり限られた時間で行われるということで、できるだけで効率的に、なおかつ、皆さん全員から意見を言っていただければなと思っておりますので、御協力をよろしくお願いします。

それではこの後、事務局の方から説明をお願いします。

【資料2により説明(事務局)】

(分科会長)

はい、ありがとうございます。

ただいま、県の方からの報告について、何か御質問ございますか。

(委員)

2 点教えていただきたいことがあります。

1つ目が3ページですけど、県の公共工事競争参加資格審査の話があったと思うのですが、下の「間接雇用」ということですけど、これは下請け業者が雇用されていることを「間接雇用」と表現をされているのか。

2つ目ですけれども、6 ページのフォローアップ事業について、保護観察の終了後は希望する 方に関してフォローアップ事業をされているという形ですが、実際どれぐらいの方がこの事業を御 希望されるのか、もしわかりましたら教えてください。以上です。

(事務局)

今の2点についてお答えさせていただきます。間接雇用につきましては、定かではない部分も ありますが、そのような形で認識はしております。

先ほどのフォローアップの事業につきましては、昨年度の実績になりますが、昨年度 5 月から 7 月は地域に対してその制度の説明を各保護区にさせていただいたので、実際に動き出したのは 7 月以降になります。7 月以降の年度で計延べ 31 件実施していただいているところと確認しております。

(分科会長)

よろしいですか。

この後、地域生活定着支援センターの方からの説明がありますがそこで何か質問があれば質問していただければと思います。それでは、続きまして、滋賀県の地域生活定着支援センターから御説明いただきます。

【追加資料により説明(滋賀県地域生活定着支援センター)】

(分科会長)

ありがとうございます。

私も、この地域生活定着支援センターの地域生活定着促進事業が実施された際に、国の社会 保障審議会の専門委員として、制度設計当初から関わってきました。刑務所からの出口支援が始 まると、そもそもなぜ障害者が刑務所にいるのかということが問題となり、入口支援へと支援が拡 大するのではないかと期待し、そこから支援が広がっていってほしいと考えていましたが、まさに そうなっているので、とても良い方向に向かっていると感じているところです。 何か御質問ございませんか。

(委員)

活動のお話ありがとうございます。大津の刑務所が無くなって、事業とか、内容だとかやりにくさとか変わったことがあるかと思う。それの感想をお聞かせいただきたい。

(委員)

ありがとうございます。

滋賀刑務所がなくなったことで他府県からの依頼で調整をするということがほとんどの業務となってきたわけですけど、結構全国の刑務所を周らなきゃいけないということで結構大変ではあります。

滋賀県の方が滋賀県で生活したいから戻りたいっていう場合は、調整としては、楽と言えば楽なのですが、他府県の方が滋賀で生活したいって言った場合の調整がやっぱり一番難しいです。 先日も山口刑務所にいらっしゃった方が全然縁もゆかりもなく、他府県出身で、生活していた

ところも違うところではあるのですが、滋賀で生活したいとおっしゃられて、結局調整できないということで不調としてお返しをしたことがあります。

(分科会長)

今、全国で刑務所が廃庁になっております。

それ自体は国としては喜ばしいことかなと思います。奈良県でも同じような状況で、奈良少年 刑務所が廃庁となりました。奈良県では、県で条例を作って、受刑者を直接雇用する会社を作り、 そこで刑余者を受け入れる体制をとっています。地元に矯正施設がある場合とない場合とで、地 域生活定着支援センターの関わり方にも違いがあり、それぞれの地域ごとに難しさがあると思い ます。

この地域生活定着支援事業ですけれども、先ほどのフォローアップの説明がありましたが、最近で言えば京都アニメーションの事件が、まさに、特別調整で地域生活定着支援センターが矯正施設等と連携をし、帰住調整を行い、その後、市町村へと引き継いだフォローアップが必要だったケースです。このケース場合、市町村で生活保護を受けて生活する中で、次第に孤立していったという経緯があります。そういった意味で、現在、我々が取り組んでいるような都道府県や市町村における再犯防止推進計画が息の長い支援という観点から重要になってくるのだろうと思いま

す。

それでは、時間も限られておりますので滋賀県第二次再犯防止推進計画骨子案の説明をお願いします。

【資料3により説明(事務局)】

(分科会長)

はい、ありがとうございます。

いよいよここからが、本会議の本題となります。これまで説明していただいたように国で第二次再犯防止推進計画を策定しています。

その中に、矯正施設や警察や検察等の刑事司法機関が担うものも多数含まれていますが、市 町村、県が取り組むべき項目がいくつか入っております。

それを参考にしながら、今説明していただいたように、第 5 章基本政策のところで皆さんから ご意見をいただければと思います。滋賀県の基本理念については、『誰もが自分らしく幸せを感じ られる「健康しが」の実現』となっています。これを実現するためにいわゆる刑余者と呼ばれている 人たちに対して、どのような支援をすべきか、というところが課題となります。

繰り返しになりますが、今回の会議では、滋賀県が取り組むべき、あるいは取り組むことができるということが重要となり、網掛けがしてありますが、第5章1(2)番目、市町村を含めてですけど、国、市町村、都道府県、それから民間団が連携していかなくてはいけないという観点から、そのネットワーク作りが課題になっております。

法務省は法務省でネットワーク作りをするということになっていますし、各市町村もネットワーク整備をするという中で、それらのネットワーク作りというのが、お互いにどのように連携するのかが見えにくくなっています。そういう中で、滋賀県として実効性のあるネットワーク作りを行うということが重要となります。

それから就労支援のところで言えば、協力雇用主の確保が重要ですが、協力雇用主を増やすだけでなく、実際にそこで雇ってもらえる人を増やすために、県として何ができるのかが重要となります。

それから現在、国では、刑余者のような住居確保要配慮者に対する支援として居住支援法人 に力を入れています。今回は白井委員に加わってもらっておりますが、居住支援法人というのは 都道府県の事業です。

住宅確保要配慮者という言葉で言われていますけども、なかなか住宅を確保できない、外国人

だったり障害者であったり刑余者であったり、高齢者であったりという人たちに対してきちんと住居を提供できるようにしよう、それだけでなく、住宅確保要配慮者の多くは、様々な生きづらさを抱えているため、生活支援も同時に実施しなくてはならないということが共通認識となりつつあります。

現在、居住支援法人を強化していくというのが国の取り組みになっていますが、それと連携しながら県としてできることを考え、居場所と出番を確保できるようにしていくことが大きな課題だと思います。

それから 3 番目の特性に応じたっていうところでは、アセスメントの問題が重視されています。 第 6 章の目標のところにも御意見をいただければというふうに考えております。

今日は最初の回ですし、全員からご意見をお聞きしたいと思っております。

ただし、残っている時間が 60 分ぐらいになりますので、お 1 人大体 3 分から 4 分ぐらいで、 第二次再犯防止推進計画骨子案についてこういうことを含めた方がいいのではないかというよう な御意見をいただければと思います。

それでは、先ほどと同様に、時計まわりでお願いします。

(委員)

私も保護司を長くさせていただいて、いろんな方と面接させていただいたのですけど、やはり一番困ったのは引き受け手がないことや住居がないということです。

御家族の方も拒否された場合は、結局どこ行くのかと言いますと、例えば滋賀県の人であれば、更生保護施設にお願いするということになります。

しかし、そこに入ってもやはり勝手に出ていってしまう人もいますので、それ以上何ともしようがないです。

そうすると、その人が再犯するということで、私はやっぱりここに書かれております就労と住居 のところの定着が一番大きな課題かなと思っております。

協力雇用主の方たちにも、いろいろ御協力いただいているわけでございますけれども、本人さんも土木業は嫌だとはっきり言う人もいますので、やはり自分が働いたことあるような仕事を求めたいと言われる方が多いです。

そこは大きな課題であろうかなというようには思っております。 以上でございます。

(委員)

いろいろ課題があり、国としても全然できていないところがあるように思っています。ただやっぱり国だけではできないところがありますので、そういった繋がる機会をいただけるとありがたいです。

保護観察所独自の悩みと言うと変ですけど、先ほどお話にあったこともそうですが、他にはやは り保護司さんのなり手が少ないことが観察所としては、頭が痛いところです。

幸い滋賀県につきましては、毎年 90%以上の充足率とのことで、今のところは他府県に比べると非常に安定はしています。

今後 10 年間で約半数の保護司さんが、言葉に語弊はあるかもしれませんが、定年になりまして、別の方に引き継いでいただくということは間違いない。

もう見えている話ですので、新たななり手の方をどのようにして確保していくのかが悩みどころ でもありますので、そういった形で第二次の計画にも盛り込んでいただいて、皆様方からいろん な知恵を頂戴できればと思っております。

(委員)

私も就労という部分に関しますと、協力雇用主をやっているので、実は先ほど建設業ばかりだという事で、私も建設業ですが、10 何年協力雇用主をさせていただいて、受入数で言うと、定着していない、したっていうのはまた別として、累計 40 人ぐらいは受け入れさせてもらった。

中でもやっぱりいろいろ問題を抱えておられる対象者さんがいて、実際なかなか長続きしない。

その長続きしない理由っていうのは、対象者それぞれの個性によるのですけれども、やはり生きづらさを抱えているということと、環境もありますが、例えば認知されてないが、少し発達障害を持っているとか、皆と上手いこと溶けこめないとか人間関係的な部分のスキルが低いことです。

そういう場合に、例えば、協力雇用主という立場で医療関係とのネットワークを繋げられるといいなと思ったりするのと、法的な枠の部分もあるので保護観察所を通さないといけないとか、色々な仕組みがあるので、その仕組みの中で枠にはまる人はいいですけど、まだまだ枠に入ってない人がおられます。

実際、建設業の一般就労で困窮している方などを様々な地域から雇用しているが、事件は起こしてない、保護観察にかかってはいないが、すごい生きづらさを抱えたり、犯罪と紙一重みたいな方もおられたりして、そういう場合、何か事前に手が打てないかっていうのも考えたりすることもあります。

そういう犯罪をしてからであれば、法の整備があるが、犯罪をする前に抑止力と言いますか、

そういう時の何か仕組みができたらいいかなと思って、実際計画に盛り込むのは難しいですけど 再犯防止っていうのは、もちろん累犯といいますか、再犯しないためですけど、初犯から起こさな いようにすることも少し気にはなったりします。

例えば、実際この計画に盛り込むのは難しいが、今回の再犯防止というところになるのですけれど、ネットワークが実際はまだまだ充実できてないというか、風通しが悪いと言いますか、いざとなったら実際活用できてないような気がします。

そういう中で、どのように手をつけていいかわからないのですが、実際活用できるような計画に できたらいいなと思います。

まだちょっと整理できてないので、意見がまとまりませんが、以上です。

(分科会長)

ありがとうございます。

再犯防止推進計画は、国が法律で定めているのでそのように呼ばれていますが、再犯防止、つまり犯罪からの社会防衛を担っているのは刑事司法機関であり、都道府県や市町村は生きづらさを抱えている人たちをどのように支援するかという視点で考えるべきだと思います。再犯防止という視点には、刑余者を社会的なリスクとしてとらえる社会的排除としての視点があり、地方公共団体としては、刑余者を含めて困難を抱える県民に対して必要な支援を行い、その結果として再犯のない地域づくりを目指すべきだと思います。

(委員)

この場にいれてすごく嬉しいなと思っていますけど、去年にデンマークを視察しまして、デンマークは再犯率が 21パーセント程度で、日本の半分ぐらいです。

刑務所とかにも伺いましたが、何が大きく違うかというと、やはり刑務所自体がオープンな刑務 所で、昼間は働きにいって、夜に帰ってきて、社会から隔離されるのではなくて、どのようにしたら もう二度と犯罪しないで済むかというのを、作戦会議するみたいなポジションに刑務所が徹底さ れているので、刑務所に入っているときに、今私達がここで話しているような出た後のことを徹底 的にやってから出られるという仕組みで、なるほどと思いました。

私は滋賀県が全国のモデルっていうか、滋賀県が再犯率 20%ぐらい、20%でも多いと思うが、再犯防止というか犯罪の先進県になれたら、すごいわくわくするなと思います。

私の今日の計画に対する意見は一つで、私はせっかく心理師として来たので、私が出会っている子どもたちとか、元々私は児童相談所等で、歌舞伎町の夜回りに行く等、いろいろ現場の子た

ちと接しているのですけど、就労とか住居が生活の土台なことは確実にそうでありますが、続かないし、子どもたちもそうですが、家があって、例えば生活保護がついてお金があっても、満たされないというか、それでは続かないっていうのが実態かなと思います。

何が足りないのかというと、仕事とか保護観察とかは条件です。自分を評価されるという場、無 条件に自分が肯定される安全基地みたいなところとか、心理的な思い浮かぶ顔があるかどうかと か、セルフケアを本人がどれぐらいできるかみたいなことが課題で、置き去りになっているかなと 思います。

私達がその生活の土台さえ条件さえ整えば、それを持続する能力は本人にあるというふうに勝 手に思っているのですけど、多分私が働き続けられたり、自分のお金で生きていこうって思えるの って、そもそも自分がこれでいいと思える、心が満たされる人間関係とか、場とかがあるから外に 出られたり、判断される場で耐え、頑張れると思います。

基本的に自分は駄目と思って刑務所や少年院から出てきます。自分は駄目だから頑張らなきゃと思い詰めて出てきて、駄目ばかりだと思っていると私でも潰れると思います。

結論を言うと、何か心理的なサポート、予防の部分でもそうですが、発達障害のアセスメントとかの意味も含めると、何かカウンセラーとか居場所とか、その心理ケア、心理サポートがもう少し組み込まれると、本人に甘いとかじゃなくて、本当に未来の被害者を防ぐ、再犯しないための適切なサポートとして、アップデートとして、効果的な視点なのかなと思いました。以上です。

(分科会長)

どうもありがとうございます。

デンマークは確かニュースウィークに「世界一幸せな刑務所」として取り上げられた刑務所があって、大学のキャンパスのように充実した施設を持つという評判で私もちょっとびっくりした経験があります。先ほどの説明にもあったように、協力雇用主に雇ってもらっても、半年で約50%の人が辞める最大の理由の一つは刑務所の中で決められたルーティーンに従ったロボットのような生活をしていることで、自立性や自発性が失われてしまい、社会復帰のための準備ができてないことにあると思います。

協力雇用主に対するアンケートにおいても、その点は明らかですし、そこは矯正施設にも変わってもらわなければならない点であり、私も矯正局等に働きかけているところです。

今の話で言えば、刑務所長だった私の法務省時代の同期が、奈良県が設立した刑余者を雇用 して支援するソーシャルファーム「かがやきホーム」において出所した人たちの支援を行う相談員 をしているのですが、刑務所長をしているときは「意志を強く持って二度と戻ってこないように頑 張れ」と訓示して送り出していたけれども、あの時は、実際に出所した後に待ち構える元受刑者の 生活上の困難について何も理解していなかったことを痛感し、反省していると話していました。頑 張りたくても一人で頑張るだけではどうしようもない現実がある。

彼に先日大学に来てもらって学生に話をしてもらったのですが、頑張り続けるためには、周囲からの支えが必要だし、強いスティグマで、刑余者の自尊感情は相当落ちているので、頑張れって言うだけじゃ駄目だという話をしていました。

頑張れない人たちをどうサポートするのか、先ほど出たようなアセスメントの問題も含めて重要な問題になっているので、ぜひそこは考えていかないといけないかなと思います。

(委員)

定着支援センター、保護観察所、更生保護施設等から、私も居住支援をしてちょうど 3 年でその3つの団体からの相談としては計 20 件弱ぐらい受けました。

先ほどの定着の説明でお話されていた不調になった件に関しても、どういう方向で考えたらいいかという相談はあって、民間の地域に戻すには非常にハードルが高すぎるというような案件がありますし、そういう案件に対してあまりにも関わる機関がその段階で少ないと思います。

なんで少ないかというと、特に市町に関しては、住所地がそこにないという段階で、ケース会議、カンファレンス等には、やはり参加できない、参加しにくい等いろいろな理由があると思うのですが、やはり出所を迎える数ヶ月前から動き出して、いろんなストーリービジョン、スケジュール感とか、いろんな形を想定しながら動かなきゃいけない中で、会議が揃ってないことによって、それ以上の計画を立てられないというのが現実である。

その 3 団体のところから私の所に来られる対象者は、本人自身が借りることは難しい案件が非常に多いので、サブリースという方法でしか受け入れができないですけど、それでも現状 6 名ほどお預かりしています。

再犯をしている方たちという部分に関しては、何回かお話があった成育歴だとか、IQ に関して も非常にグレーゾーンで、支援をつけたいけどもつけられないという方が非常に多い。

例えば一つのケースでいくと刑務所を出られる高齢者がいて、本人の住所地は元々滋賀県内 の市町にあったので、そこでケース会議を事前にしていこうと思ったのですけども、市町の方はど うしても本人が居住しているわけではないから、会議に入れない、という返答になってくる。

そうすると、一旦刑務所を出て、例えば自立準備ホームとかで、ある程度本人が今後また地域 で定着した生活をするために、どうしなくてはいけないというコーディネートを例えば成年後見を つけたり、介護保険の手続きをしたり、また刑務所にいる間に年金の遡及部分がすごく貯まって いて、生活保護は受けられないと、そのケースバイケースで様々な事案や問題点があるので、い ろんなところに関わってほしいと思います。

特に私のところで預かれなかったケースというのは、どちらかというと住宅課や障害福祉課や 生活福祉課などいろんなところが関わってくれないと解決できないものが非常に多く、ただ、そう いう所に、重要なので関係課にも参加してほしいという話をしても、なかなか参加してもらえない という現状があります。

どうしても民間で、住居を構えるのは難しい方たちに対しては公営住宅を本当は積極的に活用 して欲しいですけど、そこはやはり公平性の問題で年に決まった回数の抽選に平等に申請しなく てはいけないと、それをしていてはもう出所する日、自立準備ホームにいる期間には期限があり ますのでどうすることもできない。全部負担がかかるのは民間となるような現状が本当に現場とし て感じております。

いろんなところでお話をするのですが、支援という形に関しては、もう昔と違って、ボランティアとか、有志だけの活動っていうのは、非常に難しくなってきています。

その中でどのような形でそれを続けていくかとなると、やはり県や市に関しては、その活動して くれる方たちに対して、それなりの報酬を払える仕組みというものを作っていただけると様々な団 体もいろんな動きができると思う。

私もそうですけど、ケース会議とか方向性をこれから決めるのに対して動いていくのですけど、 無報酬です。そういうところの部分に関しては欲しいとは思わないけども、それを大きくしていこう というのであればそこに対して対価をきちんとつける政策等を作っていただけると、いろんな NPO であったりとか、民間団体であったり、人を雇える専門職を置けるという活動ができると思 うのですけど、それが実際できないという形になっているので、せっかくこのような良い計画があ るのであれば、そういうところに対して、もっと現場は現場で動くので、予算を持ってこられるよう な仕組み、それこそ息の長い支援をぜひともお願いしたいと思っております。

以上です。

(分科会長)

ありがとうございます。

私も国交省と厚労省等の委託を受けて全国居住支援法人協議会等が行っている、居住支援 のための研究会に参加していて、これまでに3回の調査を実施したのですが、そこで明らかにな ったのは、住宅確保要配慮者に対する様々な支援がやはり居住支援法人に丸投げになっている 現実です。 居住支援法人が支援をする住宅確保要配慮者の場合、様々な生きづらさや困難を抱えているため住居だけでなくいろんな生活支援が必要になってきているのだけれども、それを全部居住支援法人だけでコーディネートしなくてはいけない現状が浮かび上がってきていて、支援ネットワーク自体も居住支援法人が自分で作らなきゃいけないという状況になっています。

そこを含めて、滋賀県に限らないのですが、ぜひ県においても事前のアセスメントも含めた実態に即した支援のために必要なネットワークの構築を考えていくべきだと考えています。

(委員)

私の方から、普段は障害のある方の就労をしておりますので、就労という観点からかなと思っております。

出所された方にとって、今一番何が大事だろうかと考えたときに、他の方もおっしゃっていましたけど、私は安心感だったりとか自己肯定感であったりをどう持っていただくかということです。

私自身は就労支援している中で、雇用とか就労の場は生活の安定というだけではなく、就労ということが大切な部分で頼られることであったりとか、仲間ができるっていうことであったりという部分が感じられる職場がやっぱりどんどん増えていく、居場所と出番という言葉もありましたけれども、そういう場を増やしていくことが次に繋がっていくと思っています。

仕事がなければ、やる事がなくて、家にいて退屈だなという事で誰かに連絡を取ってしまう事で 悪い方向に繋がってしまうこともあり、やはり日中の安心できて、人からあてにされる働ける場、 単に働けたらいいわけじゃなくてその雇用の質というところになっていくのかもしれませんが、い い職場に巡り会っていただくことが、大事なことかなと思っています。

その中で、障害者雇用に関しては、雇用していただいている企業団体もありますし、経済団体 とどう繋がっていくのか、御協力いただける企業をどう増やしていくのかということに関しては、や はり滋賀県の経済団体と繋がっていくというところもすごく大事な視点なのかなと思っておりま す。

生活困窮事業においても就労準備支援をしておりますので、そのようなところとどう繋がって連携して、就労支援をしていくのかなというところも大事かなと思っています。

市町の中での他職種の連携とかっていうこともすごく大事かなというところで、重層的支援体制整備事業等もやらせていただいているのですけども、その事業でもやはり一つの課ではなかなか解決できない課題とかっていうのはたくさんありまして、市町の中でいろんな課が連携しながら進めていく、役所内だけじゃなくて団体も含めてネットワークを繋いでいくことがすごく大事なことかなと思っています。

また違う観点でいうと、保護司のなり手の不足で、私も半年ぐらい前に保護司にならしていただいたのですが、思っている以上に忙しく、活動するのが平日であって、特に研修が平日にあると、私みたいに仕事していると、研修にも参加できず、他の保護司の方とも繋がれない、そういう部分も含めて、なり手不足に繋がる部分もあったりするのかなと思います。

(委員)

皆さんのお話を伺いながら実際にあのケース、このケースっていうのを思い浮かべながら聞かせていただいたのですけども、今おっしゃっていただいたように行政の中で、うちの場合では、再 犯防止(更生保護)の担当部署がころころと変わっている。

担当部署が持ち回りとなり、なかなか定着せず、非行問題ですと教育委員会部局など、いろんな部署が関係することだと思うのですが、そうした連携が取れていないのが実状です。

県では、今日の会議に関係課の方がたくさん来られておりますが、住居や就労等と関連している部局でしょうか。

町としてもこのような連携、計画を立てるには、福祉だけではなく、そもそもの犯罪を起こさない、初犯を起こさない犯罪のないまちづくりといった防犯をうちの場合は、総務課、住居ですと建設水道課、就労の関係では産業課とあらゆる課が一体となって連携していかないといけないのかなと思います。

町では、令和元年に子育て支援に家庭支援をやりましょうということですごく力を入れていまして、ようやく2年ぐらい前に公認心理師も町に来ていただけるようになりまして、実際、中学校や高校に行ってから発達の問題ですとか、生きづらさが浮き彫りになっているので、もっと子どものときに関わる中で育てにくさを感じる部分とかが、おそらくあったのでしょうけど、そこまで見過ごされてしまって、中学校や高校に行ってから、そういうところが出てきて、軽犯罪をしたり、犯罪の被害者になってしまい、女性が男性に連れ去られてしまったり、といったケースがやはり出てきていますので、もっと幼少期の時期に保育園とか子育て支援センターとか保護者とかいろんなところが連携を取りながら、早い段階から発達検査を行いながら、その特性に応じた関わり方とか、親御さんも保育士も学んで、その特性に応じた関わり方をすることが重要だと思っております。

再犯といいますが、やはり初犯を起こさないっていうところの第一歩といいますか、うちは子育 てに力を入れていて、子育てするには、家庭支援というところに力を入れています。

(分科会長)

ありがとうございます。

私が関わっているエビデンスに基づいた犯罪対策を推進する「キャンベル共同計画」という 国際プロジェクトの中でも、犯罪非行予防に最も効果があるのが、妊娠時も含めた子育て支援、家庭支援であるとの知見が示されています。とても重要な指摘だと思います。

今までの意見いろいろ聞いていても、必要なアセスメントが十分に行われないことを含め て各々の機関の連携が取れてないという部分があるかなという気がします。

アセスメントをどのようにそれぞれの場所で適切に実施していくのかが重要なのかなと思いながら聞かせていただきました。

(委員)

皆さんのお話を聞いていますと、実際にその再犯者とか犯罪をした、刑務所に入って、出て こられた方にその現場でお出会いしている方の本当に切実な思いで、これを何とかしないと いけないと思っていらっしゃるということがよくわかりました。

でも、私の場合は被害者を見ているので、被害者を通した向こうにいる犯罪をした人ということになるので、何か、少し違うのかなと思いながら、何とかしてあげなくてはではなく、少し怒りといいますか、そちらの感情が湧きながら見ているのかなと思います。

犯罪の類型の中に性犯罪という括りはないので、粗暴犯と風俗犯の両方に性犯罪者が入っていますので、性犯罪者の再犯率だけっていうのを見ることが難しいかなと思いますが、性 犯罪の再犯率はすごく高いと思います。

ごく最近のケースで見ても、大人になって捕まっていますけども、過去を紐解いていくと、 少年の時からずっと繰り返していたという性犯罪の人とか、この間、刑務所から長期にわたっ て服役した方が出てきて、またすぐに犯罪をし、かなり大きな事件を起こしているということは やっぱり見過ごしてはいけないと思う。

推進防止計画の骨子案 2 枚目の方に 5 章 3 番目の(3)のところで、罪種・特性に応じた 支援で①②で綺麗な文章になっているのですけども、その個人の特性に応じたというところ に性犯罪の性依存とかそのような人たちも本当に入っていけるのかなと、ここ適切にできるの かな、なんか矯正プログラムとかに参加していますよと裁判の中で言われますけど、やはりそ れが全然活かされてないのではないかと感じます。

再犯率を低くするために再犯を起こさないためにということで、個人の特性に応じた支援と か指導というところに、性犯罪者のところをいかに入れていくのかがすごく難しいのではと思って います。

(分科会長)

ありがとうございます。

性犯罪者の再犯防止となると刑事司法機関の役割が大きくなってくるので、県の計画の中にどう取り込んでいくのかというところが、なかなか難しいところもあるのかなと思います。しかし、県や国の再犯防止計画においても被害者の視点に配慮した再犯防止計画の重要性ということが盛り込まれておりますので、そのあたりも考えながら計画を立てていくことが必要だと思いますし、この部分もおそらくアセスメントの重要性ということにつながってくるのかなと思います。ありがとうございます。

(委員)

先ほどのお話を受けてですが、今定着支援センターの方で事務局をしながらやっている「keep safe」というプログラムがあります。

これは基本的に性犯防止プログラムという形になっていて、中身は認知療法行動を、性犯罪の 方にあてはめるような形で 38回シリーズです。2 週間に 1 回やっていますので、およそ1年半ぐ らいかけて、認知を解決するというプログラムになっています。

ただ性犯罪だけではなく、特に発達障害の人たちなんかも、犯罪をしてからというよりも、その 前段階でそういうプログラムを受けるっていうことで性犯罪の防止に繋がる可能性があるのでは ないかなって思い事務局をしながら、見ているところである。

例えばさっきおっしゃっていた、3番のところとか、4番の非行防止の再び学ぶというところだと、そういう keep safe プログラム持っていくとか、先ほどの子育てのお話でもありましたが、これも発達障害の人たちの親御さん向けのペアレントトレーニングとかがあり、障害福祉課の発達障害者支援センターでこれを発達障害に関わらず普及していこうという話があって、虐待ケースの親御さんに対しても、こういうプログラムがあるといいなという話がいろんなところで聞こえておりますので、そういうものも含めて何か反映できればいいなと思っています。

居住の確保とか就労関係に私達が調整していく中で、まだ制度に引っかかる方はいいですけど、そうではない方が難しく、そういう方々を保護していると、特に高齢の方ですけれども、「こんな感じであれば、刑務所の方がいい。」という発言がある。やはり現場として、聞きたくない話で、そうならないようにどう組み立てるかっていうことを考えなきゃいけない。

そういうことが現状としてある中で、本当にこの計画を作って実効性があるものにできたらいい なというふうに思っています。

(分科会長)

ありがとうございます。

確かに私が法務省時代に刑務所等で数多くの性犯罪者と面接していて、家族関係に問題のない人はいなかったと思います。多くの性犯罪者が母子・父子関係に大きな問題を抱えており、そこをきちんと手当をすることが重要だと思います。現在、法務省等が力を入れている認知行動療法については、エビデンス的には確かに再犯防止効果はあるのですが、1回やればおしまいということではなく、有効期限があるので、フォローアップが重要となります。ある程度継続して受け続けないと効果が持続しな。そういった意味でも、矯正施設で実施した者を保護観察所が引き継ぐだけでなく、その後が大切です。刑が全て終了してしまった後に認知行動療法が受けられなくなるのではなく、継続的に受けられる状況を作っていくことが大事なのかなというふうに思いました。

(委員)

こちらの骨子案のところの第 2 章の県内の現状というところで、教えていただきたいのですが、 この人数の中にこの外国籍といいますか、外国の方が計上されているのかなとか思いながら見て いまして、もし外国の方が計上されているなら、その対応のところで、例えば言葉の支援や、その あたりの事も重要かなと思いました。

例えば外国籍の子どもさんについては指導の義務はありませんが、学校に来られたら、日本語 指導等の支援を行うとあるのですが、それを照らし合わせて、もし県の現状に外国の方もいらっ しゃるのであれば、そのあたりの対応も入れられたらどうかというふうに思いました。

ありがとうございます。

(事務局)

こちらは国の数字から滋賀県の件数を引っ張ってきているのですが、居住地が滋賀県の方ということで、国籍は配慮されず、全て含まれているものと考えています。

(分科会長)

滋賀県も、ブラジル系の方が比較的多くいらっしゃいますよね。

リーマンショックの後あたりだと思いますが、滋賀県も含めて、来日している日系ブラジル人等 の方々が失業され、ご両親が職を求めて東京や大阪に出ている間に子どもが取り残されて、非行 化していくというのが、各地で問題になったのですが、滋賀県でも何か事例があればと思います が、どうですか。

(事務局)

すみません。特にありません。

(委員)

いろいろありますけど、とりあえず2つ、先ほども出ましたけど、成年後見ですが、最近、私の所属している社会福祉士会の成年後見を担う団体が、犯罪行為歴のある方の成年後見ということで研修会を開いてくれて、話をしに行ってきたのですが、成年後見をしている社会福祉士たちに研修の事前アンケートを実施したのですが、半分ぐらいの方が犯罪行為歴のある方を自分が受け入れるに当たって抵抗があると答えられました。

まず住所を知られたりすると心配だというのは、やはり権利擁護の専門家でありながら、まだそのような意識なのかと非常に残念な思いをしたものの、ただ保護司さんの家が火をつけられたとかのニュースだけが変に耳に入っていて、何か自分に危害が加わらないのかどうか、自分が対応できるのかどうか、わからないという、そのわからなさに、やはり不安を感じてしまっている現状がありました。

こういう席ではよく言われるように犯罪行為歴の後ろには、非常に生きづらさを抱えているということを、我々こういう場では非常に認識として既にあるのだけれども、社会福祉士でさえ、残念ですが、その犯罪行為をする裏側にある、非常に生きづらい障害であったり、生活のスキルであったり、人間関係であったり、育ちであったり、そういうものが多数あってのことだという認識が少しはあるのだろうけど、不足しており、より理解しようというところへまだ行けてないという現状がありました。

その上で、アセスメントの大事さ、このアセスメントをどういう形で実施していくのか。

定着支援センターが実施されている司法調査委員会は、例えば刑務所から出てくる前に、関係者が集まって協議をして専門、いろんな職種の方が協議をして、お医者さんも出られて、それで受け止めの方向性を見つけたりするのですが、そういう受け手を開発していくためには、やはり理解してもらうための何か土台が要るのだろうなと思う。

以前ですけど、在宅起訴になった方の成年後見人が降りたいということで降りられて困られた 家庭裁判所が保護観察所に相談されて、保護観察官がたまたま定着支援センターの職員であっ た私に、あなただったら受けてくれるのではないかということで、受けたことがあります。

けれども、家庭裁判所の成年後見でなかなか受け手が見つからないケースは、こういう犯罪行為歴のある方が多です。

たらい回しになって誰も受けてくれないような事案があったときに、何か司法とも連携しながら きちんとアセスメントしてみて、その理解の上で誰か適切な人が受けてくれるとか、もっと連携の 幅を広げていかないと、本当の実効性がないなと思います。

もう一つだけこの骨子案の基本方針で、1番目(1)に「犯罪をした人の主体性を尊重する」と書いてくれていて、これを非常に大事だなと思っております。

私ども支援者支援事業をやりながら、実際には半分ぐらい以上、直接本人に関わって欲しいと言われることで、支援者ではなくて、当事者支援もやらざるを得ない場面があるのですけれども、やはりうまくいく人といかない人では、いろいろありますが、本人が主体的に犯罪から離脱したいと何とか今の状況から抜け出したいという思いを持って主体的に動いていかないと、禁止事項とかを周りが決めても守らないし、守れていない。

自分が決めたら、いくらか守れる率が上がるという事実がありますので、そういった意味で、こうやって基本方針で書かれていますけれども、この意味合いがどれだけのものなのか、本当に主体性を尊重するということがどれだけ必要性があるのか、犯罪から離脱していくためにどれだけ大事なのかとか、そういうことの理解をしてもらえるように、この計画の周知をして欲しい。

もう、さらっと流されるとそこまでわからないのだろうなと思います。でも、これが本当にどれだけ大事かっていうことを計画の周知に入れていただけたらと思います。

以上です。

(分科会長)

はい、ありがとうございます。

最後の指摘はとても大事でなおかつ難しい指摘かなと思います。

刑務所の処遇でも円滑な社会復帰のためには主体的に行動できるように訓練することが重要だと批判を受けてはいるものの抽象的な議論ばかりが目立ち、そのために刑務所はどう変わらないといけないかっていう議論は一向に進んでいません。

主体性とは何か、主体性を育てるための生活とはどのようなものなのかの明確なイメージができてない関係機関は多いと思います。今お話していただいたように、アセスメントの重要性っていうのは、多くの方が認識されていると思いますが誰が、どこで、どんなふうにアセスメントをするのか、具体的なネットワークや連携の中で考えていくことが必要です。

ネットワークの重要性を否定する人はいないと思いますが、実効性のあるネットワークを誰が作るのかというところを突き詰めていくことが重要なことかと思います。

(委員)

まず基本理念が、現計画となぜ変わったのか知りたいです。

共生社会の制度について、皆さんの話を聞いていると、参考資料 2 の左下の生きづらさを抱えた人に寄り添いながら、繰り返し犯罪に手を染めることがないような社会環境を作るっていう皆さん共通していた事が、落ちているのが残念なような気がしました。

基本方針の評価という先ほど言ったように主体性はもちろん大切ですけど、主体性をきちんと応えられるような環境が整っているかっていうのを思うと寂しいなと思います。

(2)の役割分担を踏まえてその役割分担が、私は国・県・市町・民間の役割分担がわかってないので、誰がわかっているのだろうと思いました。教えてほしいです。

基本政策のところの「1 国・民間団体との連携強化」の(2)「市町に対する必要な支援や、圏域のネットワーク構築」というところで、私自身が市町のどこが窓口になっているか、担当しているかわからない。甲良町では非常に中身を充実して前向きにされていると思うのですが、こういう市町はまずそんなにないと思います。

市町がそれぞれどのように最前線でやっているのかを把握した上でないと県の計画に市町は 入れないにしても、市町に丸投げして気の毒だなと思うので、もちろん市町において、重層的支援 や包括的支援を実施しておられると思うので、そこにどう含めて実施していくかが重要で、このま ま直接事業のみを下ろしていくと大変だと思います。

他の事業とうまく連携させて生活困窮とか自殺対策は市町も既に実施しているのでそこの要素を取り込んでいく方がやりやすいのではないかと思いました。

それと「3の保健医療福祉サービスの利用促進」のところの(3)ですけど、罪種っていうのが引っかかって、かえって何かハードルを高くするのではないかと、皆さんおっしゃっているアセスメント、その個人をちゃんと見極めることはいいですが、罪の内容で区別するのは違うのではないかと思いました。

かえって支援しづらくなると思うので、犯罪したことはよくないにしてもそこを犯さざるを得なかったという個人の状況だとか、資質をちゃんと把握しようということをメインに持っていった特性になると思う。

そうでないと、かえって動きにくくなるのではないかと。

先ほどおっしゃったようにアセスメントを誰がどうしているのかというのも伺いたいところです。 「4 の非行防止」のというところで、さっきおっしゃったような再び学ぶことは、何をどう学ぶのか、性犯罪で対応策を学ぶのも一つですが、総合的に何を学ぶのか、よくわからないなと感じます。 あと目標ですけど、今の目標値は90%だが、成果として今でも100%いっているわけですので、目標を達成しているのに90%という目標値をとるのはどうなのか。これはこれで残したらいいと思いますけど。

それよりも皆さん聞いて困っておられるのは居住先が足らないのであれば、居住先の評価だとか、保護司が足らないのであれば、保護司を充足するとか、国の設定するように、再入率を減らすとか、何かもうちょっと新たに取り組むことがあった方が、次の計画としては次っぱくていいと思います。

(事務局)

たくさんありがとうございました。1つ目の理念のところですけれど、網掛けしているところが、前回と変更ということで、「誰もが自分らしく幸せを感じられる健康しがの実現」と書かせていただいていますのは、健康医療福祉部で多く計画がありますが、部として理念を統一しておりまして、今回その理念を変更したため合わせて、こうしたらどうかということで挙げさせてもらっているものでございます。

現行計画の理念も部で統一して出させてもらっているものでございます。

あと役割分担につきましては、今回国の第二次再犯防止推進計画で国の役割、県の役割、市 町村の役割というふうに明記されています。

県の骨子案では中身が何かっていうのは書かせてはもらっていないですが、県の役割としましては、新たに大きく三つ掲げられていまして、市町に対する必要な支援や域内のネットワークの構築、二つ目は、市町が単独で実施することが困難と考えられる就労や住居の支援、三つ目が、罪種・特性に応じた専門的な支援となっておりまして、先ほどハードルが高いのではないか、罪の内容で区別するのは難しいもではないかということであった、罪種というワードもここに出てきているものを活用して書いたものでございます。

あと目標に関しましては、たくさん御意見いただきたいと思っていたところですけれど、令和 4 年度に達成しているのではないかということですが、そちらは分母が刑事司法手続きにおけるコーディネート、フォローアップをしてくださっている定着支援センターの方で関わってくださっている方、分子が 2 年後も連絡がつくといいますか、関わってくださっている方となっていまして、分母の顔ぶれが毎年変わっていくので、今年度 100 であったから来年度も 100 とは限らないということで、今のところ引き続きの目標としてこちらを挙げさせてもらっているところです。

ただおっしゃってくださったように、住居の確保、保護司の数、保護司の数は保護観察所の目標 なのかもしれませんけれども、そういったところでも新しく指標を設けることについては少し考え たいと思っているところですので、御意見等いただければと思っております。 どうぞよろしくお願いします。

(分科会長)

ありがとうございます。

基本理念については特に、言葉は変わったけど、内容が変わったわけではないということですか。

(事務局)

そうです。

ただ下の波線で書いています、県民の理解の協力のもとのところは、前回と同じものを書かせてもらっていますので、こちらについては御意見をいただけたらと思っております。内容については大きく変えたというつもりはございません。

(分科会長)

今、説明していただいたように、県として何ができるのかといったときに、第5章の1の(2)にあるように、市町村に対する必要な支援や、域内ネットワーク構築というところで実効性のあるネットワークをどう構築するのかっていうことが重要なのではないかと思います。先ほど何人かの方々の話の中に出ていますけど、私の関わっている奈良市でも、統一的なワンストップで対応できる窓口を作らなければ、たらい回しになってしまうという議論が出ましたが、同時に統一的な窓口を作ってしまうと、その窓口が他部署との連携を一手に担うことになり、周囲の理解を得られないまま孤立するのではないかという危惧がありました。

この刑余者支援の問題は、実態や必要性を理解している人とそうでない人の格差は非常に大きいものがあります。刑余者の支援がなんで市町村の仕事なのかと思っている職員も相変わらず多いのが現実です。

市町村の場合は再犯防止の一義的な方向性としては生きづらさを解消して、犯罪を選択肢に しないで生きていけるような状況を作る。その上で、例えば薬物や性犯罪に依存症的な部分を考 えている人たちに対して、何らかの政策が取れないかというところが、その次に考えるべきことだ と思います

同じ性犯罪でも、個人で強姦を繰り返している人と、集団でやっている人とでは全く違います。 例えば下着盗なんかは窃盗で性犯罪になりませんが、内容的には性犯罪です。その辺も含めて 個人の特性に応じた対応に関しては検討すべきだと思います。 その人がどうすれば、再犯をしないか、それに対して、県として必要な何かプログラムを提供することは考えても良いと思いますが、性犯罪者すべてに対して包括的なプログラムを実施してもそんなに効果はないのではないかと思います。

お時間ですけれど、自分もこれは言っておきたかったというのがございましたらぜひお願いします。

(委員)

アセスメントの問題がいくつか出てきましたけど、誰が何を持ってアセスメントするのかというところが、はっきりわかっていないです。我々保護司としては、対応その人に応じて抱えている問題をいろいろ聞き出して、あなたはどうしてそのような犯罪をしてしまったのかというような気持ちを聞いている中で、ある人はあなたに家族がいるのですかと聞いても、我々はその資料の中で把握していますけど、いないとおっしゃられます。兄弟はと聞くと兄弟がいると答えます。その兄弟とはどのような関係なのかと聞くと、やはり上手くいっていないと答えられます。その兄弟との関係を良くしていきたいのかと聞くと、良くしたいと答えられます。

ちょうど正月前だから年賀状を書きましょうねと言ったが、書かれなかったため、次回面会したときに、どうして書けなかったのかを聞くと、どうしてっていうとあれですけど、書けなかったと答えられます。

理由を聞いていると、彼は怒りかけまして、なんでこんなことを言うのか、俺には俺の問題があるとおっしゃいました。

あなたが犯罪をしてしまった時に、家族やあなたの大事な人がいたらどうしたかと聞くと、そんなことを考えたら、犯罪はしなかったとおっしゃられます。これは、的を射たと感じました。

自分を大事にするということが先ほどの話の中にもありましたけど、自分自身を大事にするというところはもう欠けてしまっているのです。それを一つの機会として、御兄弟という形で言ったのです。

そういうようなアセスメントが、きちんととできるような、私は、子どもの虐待問題にも関係しているのですけど、在宅支援の虐待家族で在宅支援のアセスメントシートっていうのがありまして、それをチェックしていくと大体出てくるものが、これからの短期目標や長期目標などで、そういうようなアセスメントシートみたいなものが、例えば先生、大学の中で、そういう研究の中で作っていただくとか、そういうようなこと難しいのでしょうか。

(分科会長)

例えば様々な犯罪においてアセスメントシートが作られています。ただ、基本的にストーカー事件の 9 割っていうのは、警察が介入した段階で止まります。

残り1割の人たちが継続して行うわけですが、その人たちを正確に見分けることのできるアセ スメントは存在しません。

アセスメントについては必ずしもうまくいっていない部分が多く、ストーカーに限らず全体を包括するようなアセスメントはなかなか作れないというのが一番大きな問題です。例えば現在、アセスメントについては、刑事施設とか少年鑑別所が行っているアセスメントをきちんと情報提供して、関係機関に繋げていくことが提唱されていますけど、保護観察所が作るアセスメント、刑務所が作るアセスメント、それから鑑別所が作るアセスメントはそれぞれのニーズが違います。

刑務所が作るアセスメントは、刑務所内でその人がきちんとやれるかどうか、そこしか見てないので、その人が社会に出たときにどのような場面で困難を感じるのか、社会で再起していくにはどうしたらいいかというところには、そもそも知見を持ってない部分があります。だからそれを引き継いだだけでは、必ずしも十分ではなく、その場その場でのニーズに応じたアセスメントが必要になります。刑務所で必要なアセスメントと居住支援法人で必要なアセスメントは違います。

具体的なネットワークの構築や具体的なアセスメント、理念ではなく、実効性のあるものをきちっと作っていくことが必要です。

必要なところに必要なサービスを提供することで、再犯を防いでいくということが大事だというところもあります。目標についても、一つ一つ、基本政策を作っているので、それに応じた、成果を出していくことも重要であるとの御意見もいただきました確かにこれまで第一次計画で作っていただいた目標というのは、関わった人がその後 2 年後も関わっているかどうかと確認しているだけのものなので、これで成果と言えるのかどうかという点についての議論も必要です。

個人的には、やはり目標を掲げているわけですから、その目標を達成しているのかを確認することが重要だと思います。特に、今回の場合は、誰もが自分らしく幸せを感じる健康しがの実現ということを目標として掲げています。幸せを感じると書いていますから、そこから考えるのであれば、三方よしという点に関して、支援を受けた人、支援をしている人、一般市民、それぞれの人たちがどの程度この再犯防止の問題を理解し、それに対する取り組みに対して満足しているのかという点について、何らかの社会調査を実施するというのがいいのかなと思っております。

今、ちょうどある博士論文の審査をしておりまして、この論文は日本と豪州の刑務所視察委員 会の比較研究をしています。刑務所視察委員会は、刑務所内での人権侵害や刑務所運営の透明 性を確保するために約10年前にできたのですが、この博士論文では視察委員会の効果につい て、視察委員会のメンバー、刑所所職員、そして受刑者に対してアンケート調査を実施していま す。その結果を比較してみると、日本も豪州も視察委員会の人たちの認識、それから刑務所で働いている職員の認識、視察による恩恵を受けるはずの受刑者の認識に大きなずれがあることがわかりました。視察委員会の人たちは、自分たちの活動は効果的であるという認識を持っているのですが、職員は視察委員会の存在によって業務が妨害されていると認識しており、受刑者は全く役に立ってないという認識を持っていました。

日本と豪州の刑務所視察制度は、その独立性や権限にも大きな違いがあるにもかかわらず、 どちらも視察委員の認識とは異なり、利益を受ける立場の人たちから何の役にも立っていないと 認識されていた。これは結構深刻だなと思います。ただし、調査をして初めてこの事実が明らかと なったわけで、滋賀県の三方良しについても、ずれが発生していないかきちんと把握することが重 要だと思います。

他に何か目標についてこういうのがいいのではないかという意見はありますか。

(委員)

目標っていうのは、成果を測るためだと思うので、今回の目標では、「幸せを感じられる健康しが」が実現したかどうかというのを具体的に何で測るかなのかなと思います。

だから、幸福度が上がったかどうかが最終的な今回のつかむところ、碇を投げるところだと思うのですが、そこにそれを達成するための手段が、達成されたかどうかを測るのであれば目標として、正しいのかなと思います。

例えば今の支援している側が貢献していると思っていて、支援されている側は全く役に立っていないという話もよくある話と思っていて、保護司の仕組みとかも、保護司が足りませんので保護司の内定が90%以上を例えば目標とするとなった時に、保護司を増やしていくことが果たして幸せを感じられる健康しがを実現するのか、本当に再犯を減らすのか、その手段としてそれが正しいのかということを私達は考えなくてはいけません。

私が、結構現場での声を聞くと、何かこういう安全な場で設定した目標が、成果を本当に達成する手段になっていない場合が結構あるなと思います。

(分科会長)

ありがとうございます。

実現は難しそうですが、いろんな意味で重要な指摘だと思います。

事務局の方はこんな感じでよろしいですか。

(事務局)

ありがとうございます。

(分科会長)

皆さんからいただいた、意見を参考にしながら今後計画を作って、進めていきたいと思います。 本日は、長時間に渡ってですね、熱心に御議論いただきありがとうございます。あと 2 回ですけれども、ぜひ良いものにしていきたいと思います。

では、事務局の方にお返しします。

(事務局)

長時間ありがとうございました。本日は皆様から貴重な御意見を賜り、誠にありがとうございました。皆様からいただきました御意見、趣旨を踏まえまして、計画策定を進めていきたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

また次回の日程調整や本日の議事録につきましては、メールで御確認のお願いをさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして本日の再犯防止推進計画検討分科会を終了いたします。ありがとうございました。